

平成31年第1回大多喜町議会定例会

1月会議会議録

平成31年 1月31日 開会

平成31年 1月31日 散会

大多喜町議会

平成31年第1回大多喜町議会定例会1月会議会議録目次

第1号（1月31日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
日程の追加及び順序の変更	38
議長の辞職	38
日程の追加及び順序の変更	39
議長の選挙	39
日程の追加及び順序の変更	41
副議長の辞職	42
日程の追加及び順序の変更	42
副議長の選挙	43

常任委員会委員の選任	44
議会運営委員会委員の選任	45
休会について	47
散会の宣告	47
署名議員	49

第 1 回大多喜町議会定例会 1 月会議

(第 1 号)

平成31年第1回大多喜町議会定例会1月会議会議録

平成31年1月31日(木)

午後 1時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	和泉陽一君
健康福祉課長	長野国裕君	産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
教育課長	古茶義明君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	山川貴子		

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 4 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 30 年度大多喜町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 30 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 30 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 30 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第
3 号）
- 追加日程第 1 議長の辞職
- 追加日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 3 副議長の辞職
- 追加日程第 4 副議長選挙
- 日程第 12 常任委員会委員の選任
- 日程第 13 議会運営委員会委員の選任

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） 本日は、平成31年第1回議会定例会1月会議を招集したところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

本日の会議は、ことし初めて開催される本会議であります。昨年同様、ことしもよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから平成31年第1回大多喜町議会定例会を開会いたします。

これより1月会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 皆さんこんにちは。

議会定例会1月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成31年第1回議会定例会1月会議を招集いたしましたところ、議長を初め議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと存じます。

さて、本日の会議事件は、監査委員の任期満了に伴う監査委員の選任についての同意、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に伴い関係する条例の一部改正議案、町営駐車場の設置管理条例の一部改正議案、また、予算関係議案としまして、一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、水道事業会計補正予算及び特別養護老人ホーム事業会計補正予算に関する議案を提出させていただいておりますので、各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。平成30年第1回議会定例会12月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から12月25日、1月25日に実施しました例月出納検査及び11月1日、2日に実施しました定例監査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 吉野一男君

10番 末吉昭男君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では通年議会を導入しており、定例会の会期につきましては、通年議会実施要領第2条の規定により、原則1月から翌年の招集予定日の前日までとされております。

このため、翌年の招集予定日を確認したところ、現時点では平成32年1月29日招集予定ということとなります。

したがって、平成31年第1回大多喜町議会定例会の会期は、本日1月31日から平成32年1月28日までの363日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から平成32年1月28日までの363日間とすることにご決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 同意第1号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

それでは、議案つづり1ページをお開きいただきたいと思います。

同意第1号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

次の者を大多喜町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町部田7番地、氏名は滝口延康、生年月日は昭和28年1月23日でございます。

提案理由でございますが、現監査委員の滝口延康氏の任期が本年2月15日で満了いたしますので、引き続き監査委員として選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

滝口氏につきましては、株式会社京葉銀行の要職を務めるなど、金融、経済、また会計上の知識が豊富で、人格も高潔な方でありますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第1号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 議案第1号の説明をさせていただきます。

議案つづりの3ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

次の議案第2号でも説明させていただきますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引き上げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の期末手当を引き上げようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

この改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合は、一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合としておりますので、一般職に準じ、12月支給分を100分の5引き上げようとするものでございます。

第2条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

この改正は、第1条において12月支給分を100分の5引き上げた支給割合を、支給割合の合計を変えずに6月支給分と12月支給分を均等に配分する改正でございます。

附則の第1項は、施行期日を定めるもので、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行することを定めるものでございます。

附則第2項は、次のページに続きますが、第1条の改正規定は平成30年12月1日から適用することを定めるものでございます。

附則第3項は、昨年12月に支給された期末手当を内払いとすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 議案第2号の説明をさせていただきます。

議案つづりの5ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は平成30年8月10日に、国会及び内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告いたしました。その内容は、民間給与が国家公務員給与を655円、0.16パーセント上回っていること

から、初任給及び若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げること。また、特別給、期末勤勉手当についても民間が公務を上回ったことから、国家公務員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げることなどで、実施時期は、月例給については平成30年4月から、勤勉手当については12月支給の勤勉手当から適用されました。

千葉県の人件委員会におきましても、昨年10月10日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っております。本町におきましても、人事院及び県の人件委員会の給与勧告に基づき、町の一般職の職員の給与条例等について改正しようとするものでございます。

なお、勤勉手当など同一の内容を2回にわたり改め、施行日を別に定めることから、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例を第1条と第2条で改正し、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を第3条と第4条で改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明する場合や、再任用職員及び任期付職員で短時間勤務以外の職員について、単に職員と説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

この改正は宿日直手当の額を改めるものでございます。

第23条第2項第1号の改正は、職員の12月支給の勤勉手当の支給割合「100分の90」を「100分の95」とするもので、同項第2号の改正は、再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員の12月支給の勤勉手当の支給割合「100分の42.5」を「100分の47.5」とするものでございます。

第5項は、勤勉手当の不支給は一時差しとめ処分を期末手当と同じにするため、期末手当に定める条文を勤勉手当に読みかえているものでございますが、引用する条までの字句を項、号までに改めるものでございます。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

この改正は、国や県の給料表に準じて給料表を改めようとするもので、平均改定率は、行政職一の給料表で0.2パーセントの引き上げでございます。

なお、1級で0.5パーセント、7級で0.1パーセントの引き上げと、若い職員にウエートを置いた改定となっております。

各給料表の説明は割愛させていただきます。

次に、21ページをお開きください。

別表第4備考中「又は第3項」を削り、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

この改正は、旅館業法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係する字句を改めるものでございます。

第2条は、第1条と同じ条例の一部を改正するものでございます。

第22条第2項は、職員の期末手当に関する規定で、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改めるもので、年間支給割合100分の260を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつに改めるものでございます。

第4項は、再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員に関する期末手当に関する規定で、年間支給割合「100分の145」を変えずに、6月と12月分の支給割合を2分の1ずつの「100分の72.5」に改めるものでございます。

第23条は、勤勉手当に関する規定で、平成31年4月1日からは、職員の勤勉手当の年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの「100分の92.5」に改め、再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員についても年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの「100分の45」に改めるものでございます。

第3条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を、次のように改正する。

第7条第1項の表の改正は、特定任期付職員の1号給から5号給の給料月額を、それぞれ1,000円増額するものでございます。

第8条第2項の改正は、引用する項番号を改めるものと、特定任期付職員の期末手当の12月分の支給割合「100分の165」を「100分の170」に改めるものでございます。

第4条は、第3条と同じ条例の一部を改正するものでございます。

特定任期付職員の期末手当について、平成31年4月1日から年間の支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの「100分の167.5」に改めるものでございます。

附則。

次のページをお開きください。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31

年4月1日から施行する。

第2項は適用日を定めるもので、第1条の宿日直手当及び給料表の改正、第3条の特定任期付職員の給料表の改正については平成30年4月1日から適用し、第1条の勤勉手当の支給割合の改正と第3条の期末手当の改正については平成30年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第3項は、給料表改定の適用日である平成30年4月1日以前に職務の級が異なる異動をした職員について、所要の調整ができることを定めるものでございます。

第4項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとすることを定めるものでございます。

第5項は委任規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） すみません、特老のほうですか、外国人を4月から3名か何か採用するということなんですけれども、この職務の級ですか、どこら辺に該当するんですか。すみませんが。

○議長（野村賢一君） 途中話が違ったもので、総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） この改正につきましては、一般職の職員の給与等に関するものでございますので、外国人技能実習生については、このところの適用はございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第6、議案第3号 大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(西川栄一君) それでは、議案第3号の説明をさせていただきます。

議案つづり23ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年から平成32年度までの3年間で事業期間とする地方創生推進交付金事業、ようこそ大多喜町へ！大多喜DMCを核とした観光まちづくり「まち・ひと・しごと」創生プロジェクトの実施主体を、官民で共同設立した大多喜DMCが担い、交付金を活用し、スピード感を持って各種事業を実施、実現することとしております。

大多喜DMCは、交付金事業のほか、町内観光施設等の観光客を集客するため、民間の知見を活用した情報発信やプロモーション、大多喜DMCにおいて独自に行う観光客の集客事業等を実施することとしており、そのための活動経費は町営駐車場の指定管理を行い、その収益を充てていくこととしております。そのため、現在町営駐車場の設置及び管理に関する条例が指定管理に対応していないことから、今回、改正を行おうとするものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例(平成23年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

指定管理者による管理。

第17条、町長は、別表1に掲げる駐車場の全部又は一部の管理を、地方自治法第244条の

2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

この改正は、別表1に掲げる町営駐車場について、指定管理者による管理をできるようにすることを規定したものであります。

第2項、前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条第2項、第5条、第13条及び第14条第2項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「町」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

この改正は、駐車場の供用時間の変更、駐車場の供用の休止、駐車場の利用の拒否、駐車場で禁止をした場合の退場を命ずることについて、指定管理者にその権限を与えるための読みかえを規定したものであります。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

この改正は、17条の次に新たに2条を加えるための改正であります。

指定管理者が行う業務。

第18条、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

第1号、駐車場の利用に関する業務。

24ページをお開きください。

第2号、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務。

第3号、駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務。

第4号、前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務。

この改正は、指定管理者の行う業務を定めるものであります。

利用料金。

第19条、第8条の規定にかかわらず、第17条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、使用者は、指定管理者に対して利用料金を支払わなければならない。

この改正は、指定管理者が管理をする駐車場を利用した場合、使用者は指定管理者に対して利用料金を支払うことを規定するものであります。

第2項、利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

この改正は、指定管理者が管理をする駐車場の利用料金を、指定管理者の収入とすることを規定したものであります。

第3項、利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ町

長の承認を得て定めるものとする。その額を変更しようとするときも同様とする。

この改正は、指定管理者が管理する駐車場の利用料金の額の定め方を規定したものであります。

第4項、指定管理者は、第11条各号のいずれかに該当する場合において、利用料金を減額し、又は免除することができる。

この改正は、指定管理者が管理する駐車場の利用料金の減額、または免除について規定したものであります。

第5項、既納の利用料金は、還付しない。ただし、第12条各号のいずれかに該当する場合又は指定管理者が相当の理由があると認めるときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

この改正は、指定管理者が管理する駐車場の利用料金の還付について規定したものであります。

次のページをごらんください。

別表第2の改正であります。別表第2中、回数制の項を上の方から下の表の内容に改め、同表その他の項中「大多喜城下駐車場」を削る。

この改正は、大多喜城下駐車場を有料化し、料金を普通自動車1回500円、大型自動車・中型自動車は1回2,000円としようとするものであります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

これは、指定管理者により管理ができるようにする改正部分については公布の日から施行し、大多喜城下駐車場の有料化に係る規定、別表2の改正については、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 24ページの指定管理者が行う業務の中の（3）駐車場の施設、設備

等の維持管理に関する業務というのは、具体的にはどのような内容が考えられるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務の具体的な内容ということでございますけれども、大多喜城下駐車場につきましては、自動料金の精算機が付きまますので、その部分も含めて駐車場全体の施設の維持、設備等の維持管理ということで考えております。

そのほかの駐車場については、粟又の駐車場については、料金所の小屋等もございます。そういうところも含めた駐車場全体を考えております。それから、桜台と麻綿原については特に施設等ございませんので、駐車場自体の施設の設備等の維持管理をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、粟又の駐車場におきまして、今までに町のほうで管理をされていたと思うんですけれども、そうしますと、特に秋の紅葉シーズンなどに駐車場に大型の観光バスが入りまして、中でうまく駐車を、整列させるというんでしょうか、誘導するというんでしょうか、それがスムーズにいかないことによって、バスのお尻が道路に出てしまったりとかして渋滞を招いてしまっているというようなことが発生されていた関係もあり、町では警備員さんもつけてくださって、今、大分対応していただいていると思います。

こういった、今までですと町が雇っていた警備員さん、町が警備員さんを雇っていて整理をしていたようなところというのは、今後はどのような形になっていくんでしょうか。指定管理者が行うのか、町が行うのかということで。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 料金を請求する部分については、指定管理者のほうにお願いすることになります。それから、交通誘導等については、これまでも町のほうで人を充ててやっておりましたので、その部分についてはこれまでどおりやる予定で考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、ついでに最後にもう一点お願いいたします。

大多喜町城下駐車場は、今度全自動精算機を設置するというところでございますが、粟又駐車場を含めまして、大多喜町は公衆トイレが割と少ない中で、トイレの利用のみをされるという方もいらっしゃるかと思います。この場合も、今までですと、例えば粟又の駐車場なん

かですと、トイレだけという、わかりましたということで、料金を取らないで使わせていただいていたようなところもあるようでございます。また、今度城下の駐車場は自動精算機、どこに設置するのかという問題もあると思うんですが、トイレ利用の方からもお金を取るのかどうか。この辺はどのように、町はこの料金体制の中で検討しているのかを伺えればと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 大多喜城下駐車場につきましては、最初の何分かというのは無料にする予定で、指定管理者のほうも考えておりますので、その無料の時間がありますので、その辺でトイレを使う方は使っていただけるのかなと思っております。

それから、粟又については、料金を取る日というのは4月から12月のお休みの日、あと夏休みなんかは全期間、紅葉シーズンもまた11月の半ばから12月の初めぐらまでの全期間ということで料金を、観光協会のほうで人をお願いしてやっておりますので、同じような形でやる予定で考えておりますので、運営するに当たって料金を取るときにトイレだけということがあれば、今までと同じような対応はできるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 大多喜城下の駐車場の有料化について質問させていただきます。

この駐車場のお客さんは、大部分がお城の見学者であろうかと思っております。それで、お城というのは県の施設であります。県の施設を見学するお客さんに、町が有料で事業をやって収入を上げるというのは、やっぱり慎重に運ばないといけないのかなど。十分な協議がなければですね。やっちゃいけないということじゃなくて。

お城については、水道管の配管の工事等の影響もあったんでしょう、去年は前年度に比べて1万人ほど入場者が減っています。また、耐震工事も進んでおらず、施設の老朽化等によって、また駐車場が有料化になると、ますます入場者の減少につながるのではないかと大変危惧しています。

また、千葉県では県立博物館の今後のあり方について審議会で答申がなされて、今後は町に移譲する、あるいは指定管理を行うという答申の中で、この協議が始まっていることと思われま。そのような状況の中で、答申の内容に拍車がかかることは絶対に避けなければならないと思っております。

大多喜城分館については、建設時から県と町がお互いに協力しながら、相互理解のもと町

の活性化のために一生懸命やっけてきているものと思います。有料化については、千葉県と町が双方十分協議して納得する形で工事を行うべきと考えますので、今現在、千葉県との協議がどの程度進んでいて、県の承諾というんですか、等は得られているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 県との協議が進んでいるのかというご質問ですけれども、県との協議はこれまで3回ほど、お城のほうに説明には伺っております。こういうことで有料化のほうをしたいということでお話はさせていただいて、館長さんのほうはおおむね理解はいただいているのかなというふうに思っておりますけれども、本館のほうとの協議というのは、ちょっとまだ進めておりませんので、今後必要であれば本館とかそういうところも含めた中で、丁寧に説明していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やはりあくまでもこちらの分館は出先の機関です。話は聞くことは聞くでしょうけれども、何ら意見とかも述べられないでしょうし、本館を抜きにしていろいろな意見は述べられないでしょうし、やはり本館のほうに行って十分協議する必要があると思います。

いろいろな面で、一度最初のボタンのかけ違いじゃないですけれども、いろいろなことで不協和音が生じると、今後の活動においても支障が出るといけませんので、本館のほうにも伺って、十分協議した上で、県の納得というか、承諾までいかないんでしょうけれども、ある程度理解を得た上で有料化に踏み切ってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） お城のほうとの関係、今後有料化をして、観光振興の事業を進めていく上で非常に重要だと考えておりますので、本館のほうとも丁寧に理解を得られるように説明していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、それじゃ、本館のほうにお伺いして十分話し合いをして、ある程度理解が得られた段階で進めるという見解でよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 理解を得られるように努力していきたいというふうに思いま

す。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 今まで栗又の駐車場とか麻綿原の駐車場とか、特に栗又の駐車場は、観光協会に管理委託をしていたと思うんですけども、そのあたりの委託関係はどうなるんですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 今、議員さんがおっしゃるとおり、今年度も観光協会のほうに栗又の駐車場、それから麻綿原のほうの駐車場も委託をお願いしております。来年度以降はDMCのほうで指定管理をしていく予定になっておりますので、観光協会への委託というのはなくなる予定で、その旨は観光協会のほうにもお話しさせていただいております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 今まで駐車場からの収入は一般財源として使われてきたと思うんですけども、大体どのくらいのお金が一般財源として町の財政になっていたんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） この久保の駐車場、桜台の駐車場、栗又の駐車場、麻綿原の駐車場を含めまして、約750万ぐらいの収入がございました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 先ほど山田議員の説明の中で、交通の整理要員を町が出すという話がありまして、ちょっとびっくりしているんですけども、もしも町営駐車場を、指定管理に出した駐車場に修理、補修が、大金の修理などが必要になった場合、どちらが責任を持って修理するんですか。町がするんでしょうか、それとも指定管理を受託したほうがするんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 今の考えといいますのは、町のほうで所有するものについては、基本的には町で修理することになるかと思っておりますけれども、少額、金額を定めて何万円以上は町、何万円以下は指定管理のほうで定めるようなことで考えております。具体的な金額は、10万円なのか20万円なのか、その辺はまだ検討しているところですけども、指定管

理の協定を結ぶ際にそのようにしていきたいと思います。

それで、指定管理者のほうで設置した備品等については、指定管理者のほうで修繕等をしてもらうというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 本案の討論の省略に対して異議がありました。

これから討論を行います。

初めに、本案の反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 大変雑駁なんですけど、反対の立場から討論させていただきたいと思えます。

この株式会社をつくる。しかも町が入るといことなんですけれども、株式会社をつくったその時点で、やっぱり経営努力により赤字を出さない、それから町に負担を与えないということが、私は大前提だろうと思います。

町の駐車場については、数百万という、町の予算レベルからしたら大きい額ではありませんけれども、立派な自主財源として町民全体のために使ってきたわけです。それを会社経営のために流用するというのは、町民に対してやっぱり損失を与えることだと私は思います。また、今まで先ほどの交通整理要員、それから修理代、そういうものもこの利益の中から出していたと考えられると思います。そういう面では、新たな負担が町に発生するわけです。片方だけ競馬馬のこういう目隠しみたい、一点だけしか物を見ない、こういう稚拙なやり方に対して、私は反対したいと思います。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

考えてみれば、もうちょっと早く有料化にして、やはり今のままですと桜の木の問題とか、

環境の問題、非常にだんだん悪くなってきております。ここまでは、お城のほうの入場者がふえる見込みは余りないのかなと重く危惧しております。この事業収入をもってお城前の周辺整備を行って、観光客にとって本当にまた来てみたい、リピートをふやす、そういった意味でもぜひやっていただきたいと思います。

それについては、先ほど質問の中でも言いましたように、千葉県との協議が順調にいかないと、本当にうまくいかないと思うんです。ですから、千葉県との協議を十分行って、双方協力しながら、ぜひこの事業を成功させていただきたいと思っております。

以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第4号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第4号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお開きください。

平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,189万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,762万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

それでは、第2表繰越明許費から順次ご説明させていただきますので、31ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正。

追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款6商工費、項1商工費、観光施設管理事業494万7,000円は、昨年12月に補正予算で措置した面白橋遊歩道の設計委託業務で、遊歩道整備工事を実施するに当たり工事用道路などが必要となったため、今回の補正で追加するとともに、年度内の完了が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

款9教育費、項3中学校費、中学校施設管理事業1,479万6,000円は、旧西中学校の活用のため撤去が必要となる不用施設、プール、柔剣道場などの撤去工事の設計業務及び老朽化などにより損傷の著しい技術棟及び用具倉庫の撤去工事で、年度内の完了が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

合計の1億2,891万2,000円は、既に繰越明許費を設定させていただいた1億916万9,000円に、今回の追加額1,974万3,000円を加算した額でございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、34、35ページをお開きください。

2、歳入。

款18繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと基金繰入金、238万7,000円の増額補正は、今回増額補正する面白橋遊歩道設計業務に充当するものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、1,950万3,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算につきましては、先に給与費明細書により、給与改定等の補正額を説明させていただきますので、46、47ページをお開きください。

給与費明細書。

1、特別職の表中、区分段の比較で説明させていただきます。

長等の項、期末手当10万円、括弧内0.05は、年間の支給率0.05月分でございます。共済費

1万5,000円の増額、合計11万5,000円の増額。こちらは給与改定により、期末勤勉手当の支給率が0.05月分増によるものでございます。

次のページをお開きください。

2、一般職、1号、総括の表、給与改定による給与費、共済費の増額を計上してございます。

区分欄の比較の項、給与費は給料が130万5,000円の増、職員手当は256万1,000円の増、計386万6,000円の増額。共済費は48万4,000円の増額、合計で435万円の増額でございます。

その下の表、職員手当の内訳は、増額となる職員手当256万1,000円の内訳となっております。

次の2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表をごらんください。

給料130万5,000円、職員手当256万1,000円の増額。説明欄にありますとおり、ともに給与改定に伴う増額でございます。

以降の表については、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

給与改定に伴う各目の人件費補正及び特別会計の給与改定に伴う繰出金の補正については説明を割愛させていただきますので、42、43ページをお開きください。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、238万7,000円の増額補正は、繰越明許費で説明させていただきました面白橋遊歩道整備に係る追加分の設計業務委託料でございます。

次のページをお願いします。一番上の段になります。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、1,479万6,000円の増額補正は、こちらも繰越明許費で説明させていただきました旧西中学校の不用建物の撤去に係る設計業務委託、及び技術棟及び倉庫の撤去に係る工事請負費でございます。

以上で、平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、45ページの中学校施設管理事業についてお伺いをさせていただきます。

今であれば、時期的に来年度予算で出されてくるのかなというところなんですが、なぜこの時期に補正として出されてこられたのか、その理由と、場合によってこの跡地に何か建設する予定があるのか、また、もしある場合には何か、そういったことを教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 技術棟と体育用具倉庫については、現在取り壊しの後に、三育学院側でかわりの建物を10月の正式認可申請までに建設することも視野に入れまして、工期を逆算しますと、今年度から着手する必要があるということで、今回計上させていただきました。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 三育さんのほうで新たに建物を建設する予定があるということでございますが、その場合に、そういった新たな建物の費用負担というのは、町が負う可能性があるのかどうか。また、工事請負費の中に産業廃棄物の諸費用というんでしょうか、それがどのくらい含まれているのか、お伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） あくまでも、建物については三育さん側の負担ということで協議は済んでおります。

また、産業廃棄物ということでございますが、取り壊した後の廃材を産業廃棄物として処分するための経費も、今回の事業費の中に含んでおりまして、特にその分が幾らということではなくて、今回ここに見積もりをしました設計業者が、過去の実績、また建物の構造、また建物の規模から算出した平米単価を用いて算定しております。

ということで、実際建物の構造が、木造だけではなくて、土間コンクリート打ちだったり、間仕切りがブロック造であったりとか、不燃物も結構多く含んでおりますので、このような単価で計上させていただきました。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） もう一点伺わせていただきたいと思います。

先日、ちょっと中学校の、元西中学校さんのほうをぐるっと見回らせていただきました。今後学校を貸与する場合におきまして、校庭の整備等も含めまして、町が整備費用その他発生する可能性があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 貸した後の管理につきましては、三育さん側でやっていただくという事で協議は済んでおります。

（「貸す前の」の声あり）

○教育課長（古茶義明君） 貸す前については、教育課のほうで管理をしていく予定でございます。

（「ほかもかからないですか。費用負担なりが発生しない……」の声あり）

○教育課長（古茶義明君） 今時点では見込んでおりませんが、建物の修繕であったり、附帯設備、浄化槽であったり、そういうものが貸すまでに修繕が必要になれば、また予算として計上して、ご審議いただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 実はきのう、私現場見てきたんですけれども、プールなんかは一々壊さなくちゃいけないんですか。防火用水で残すというわけにはいかないのか、1,500万とか。

それと、この柔剣道場もそんなに傷んでいないし、この倉庫というのは体育館の奥の小さい倉庫ですか、これは。

それと、この全体的な坪単価、撤去費用の坪単価はどのくらいでやって、今技術棟のほうはどこの業者さんがやっているか教えていただけますか。

○議長（野村賢一君） まだ入札していないんじゃないか。まだ入札やっていないんだろ。わかりますか。

（「答えられるなら」の声あり）

○議長（野村賢一君） じゃ答えられるだけ。

教育課長。

○教育課長（古茶義明君） プールにつきましては、西中があったときもポンプ等の故障により使用できなく、海洋センターのほうで授業を行っていたものでありまして、今回も、そのままということではありますが、町としては安全面を考慮して考えた場合、使用できない状態のものをそのままの状態に貸すということではできないものというふうに考えております。

柔剣道場でございますが、やはり柔道場については床等の損傷が激しく、増築した剣道場は使用可能であるというふうに考えますが、三育さん側でも使用しないということで、剣道場だけを残してやる場合は、取り壊しする費用以上に改築費が必要となります。また、その

奥になりますので、体育館側からの通路等も整備していく必要があります、協議の上、壊すという事で協議が調っております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 私も消防委員ということでやっています、できればプールはそのまま水が抜けているとかそういうあれじゃないので、これも自分の全然知らない間にこういうあれが出てきちゃって、あと部室はどうなんですか。倉庫じゃなくて部室も結構あるんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 部室についてはそのまま使っていただけるということで協議しております。また、体育館裏の倉庫につきましては、もともと学校施設ではなく、旧有線室、有線で使っておりました施設でありますので、それについては壊す予定でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） やはり45ページの中学校施設管理事業の件なんですけれども、ちょっと今、吉野僖一議員、そして山田議員のお話も聞きまして、とりわけ吉野僖一議員があれのプールの活用とか、あるいは剣道場の活用とか、これ視点として壊すことも、そちらは1つ選択肢として決めてしまったのかもしれないけれども、一番必要なことは、今あるものを生かすという発想がなくなっているんじゃないか。

要するに、本町では非常にそういう傾向があるので、この問題も三育の意向はある程度聞くことも必要かもしれないけれども、地元住民の意向ということを開かなくして何のための施設なのか。その辺再考できるものであれば再考する必要もあるんじゃないかと思う。

この件に関しては、担当課を離れてお答えする、町長からお答えかな、お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 何かご指名ですよ。

町長。

○町長（飯島勝美君） まず、説明が若干あれだったと思うんですけれども、技術棟についてはシロアリが、建物の半分以上がシロアリに全部食われていまして、調査しましてこれは使用不能ということになります。

それで、もう一つ剣道場、柔道場につきましては、手前側がほとんど床がぶかぶかで使えないと。結局それを壊してそれを残すとなると、むしろ余計にお金がかかるということにな

ります。

プールについては、原因がはっきりしないんですけれども、確かにポンプが問題であるということは確かなんですが、また、水そのものをためられていないので、ためるかどうかというのはちょっとわかりませんが、ただ、中野の全体地域で考えますと、消火栓は十分、150の管が入っていますので、消火栓としてはもう十分機能しておりますけれども、水槽でなくても、今の道路上にある消火栓が150ということは、もう十分消火栓で機能できますので、それは多分そういうことではできんだと思います。

ただ、全体的に残すことが後々の維持費もかかりますので、それを残したときに町はそれを維持していくかという話になります。そういったことも含めて、いろいろ検討した結果、そういう結論となりました。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長のなかなか専門的分野からのご答弁、本当によくわかりました。

ただ、言えることは、私が言いたかった点は、今、現状にあるものがただ単なる老朽化とか、そういうことだけ、あるいは現状の施設の中では満杯だからいいんだと、維持費がかかるからと、そうではなくて、想定外のことというは得てして起こるものなんです。

特に、災害列島と言われている我が国においては、とりわけ予備的な要素が必要である。特に、私の隣の消防委員にもなっている吉野僖一議員は、そういうことに対してきめ細かな提言をしていると思います。それを再考できないということも、今、町長の答弁でわかりましたけれども、もう一步進めていただきたいと思うんですけれども、これは教育的な見地からいえば、館山、鴨川あたりに曾呂小学校ですか、水田三喜男先生の出身校が、本当に朽廃しつつも残してあると。それはなぜかということ、地域にこれだけの小学校があったという文化を残す。

私は西中学校というのは昭和を代表する建設、とりわけ私どもが昔中学校のときに訪れたときに、当時の近代建築の粋を集めたものであったと。そういうものの文化的、教育的見地から、地域住民もあれを一、二には残して、フィルムコミッションなどの映像の場として活用するという機も、私はあるんじゃないかなと思ったんです。

ですから、いま一度再考できるものであるならば、残せるものは残す。それに対する維持費用は取るに足らないことです。文化というものはそういうものなんです。その辺について、答えられる方で結構です。答えていただきたい。

○議長（野村賢一君） 麻生議員に申し上げます。

立派な質問なんですけれども、ちょっと議題から外れている質問もございますので、気をつけてください。

教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 教育的配慮等というお話だと思うんですけれども、例えば今回平成32年4月三育のほうの中学校がそこで開校できるようにと、そういったことで県の審議会のほうも今動いて、また、専門部が視察に来ると。そういった中で、やはり配慮することは、ご存じのように学校環境はもう抜群です。学習環境も、これも至って非常にすぐれていると思います。なお、その一番前提となるのは、子供たちが安心・安全に過ごせる、学校生活を過ごせると、そういう環境も当然基本にあります。

そういった中で、先ほど町長あるいは教育課長のほうからお答えさせていただきましたけれども、例えば非常にシロアリ等で耐震も何もない、そういった状況のときに、これは子供たちの、校舎に一番近いところですから、動線上は非常に危険であると。

視察に来たときに、そのものが何でそこにあるんだと、当然委員からは出ることが想定されます。また、プールについても、例えばこの近隣の大多喜小にしても上瀑小にしても大多喜中にしても、逆に水をためることによって苦情が来ているところもあるわけです。例えば、蚊の発生ですか、現にあったので、蚊の発生、カエルの鳴き声がうるさいと、何とかしろと。今いろいろ調査しながらいろいろ対応しているんですが、やはり町長のお話のように、いろんな消防施設、防水ということも、消火栓のための水をためるとかいろいろあるんですが、それは近隣のほうで充足してきているという中で、やはり安全ということで、どうか議員の皆さんのご理解をいただければと思っております。

非常に学校を開設する上で、安全というのが非常に教育上の文化として、これは第一の優先順位になりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 議長から注意されましたので、この議案に沿いながら、そして今言った町長、そして教育長の答弁に沿いながら答えさせていただきたいと思っております。

私は、今言った教育長の言うとおりの、もちろん安全は第一です。そのことに対して別に異を唱える立場ではありません。

ただ、私が言いたかったのは、もう一つ、教育の観点でいく真善美、この問題、そして郷土愛、そのものを育む場所、とりわけ、昔からそうだったと思いますけれども、教育、文化、

芸術において、例えば今教育長とはちょっと議論がかみ合わなかった点は、カエルの音がうるさいとかそういうこと、あるいは保育園児の音がうるさいとか、そういうことが今沸き上がっていること自体が問題なんです。

カエルはやはり一つの生物体であり、我々と共生していく。そして保育園の園児たちが明るく元気よくやっていく、そのこともすばらしい。それについて、一部の人たちがうるさいだとか、そういう騒音だとかということの観点のほうがおかしいんです。

ですから、私が今言ったように、物差しをもう一つ持って、そういう尺度でも考えるようにしていかないと、この町の誇るべき資産というものがなくなっていく。そういうことを言いたかったんです。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。同じ、2度は……

○5番（吉野僖一君） ちょっと町長、今のプールのことで。

水道管が確かに太いのが入っている中野新町はいいかもしれないです。ただ、地震とか何かあった場合にはもうだめなんです。最後は川、こういう池、貯水池なんです。だからそこら辺を、これせつかくつくったのに、地区住民の目線で私今言っていますからね。消防委員でもあるし、おやじは消防に長くお世話になったんでね、そういうことを小さいときから聞いていて、生命・財産を守るという、出初めのときもいつも町長に挨拶で言っていますよね。そういう観点から、こんなに金かけて壊すんなら、ポンプが使えないのもいいんだよ、貯水で残すか何かすれば、町民も納得するけれども、そこなんです、私が言いたいところは。

以上です。

○議長（野村賢一君） 何それ、答弁要るの。意見でしょう。だってその意見は、答弁はもらえないでしょう。

（「答弁してくださいよ。生命に対して守るのに何で壊さなきゃ、1,700万もかけて壊すんだったら貯水で残したほうが利口でしょう」の声あり）

○議長（野村賢一君） 町長さんお願いします。

○町長（飯島勝美君） 今、プールは、今の吉野僖一議員の前提は、もうポンプはそのままだけれども、水がたまるという前提でお話しされていますけれども、実は水もたまらないんで

すよ。ですから、どこに原因があるかわからないんです。

(「きのう見たときたまっていたよ」の声あり)

○町長(飯島勝美君) だから、ある程度のところまではいくけれども、それ以上はたまらないんですよ。ですから、実際どこに原因があるかわからないところもありまして、ですからポンプだけの問題じゃないと思いますけれども、だから相当の修理をかけなければ、恐らく結構な金額がかかると思うんです、調査から始めて。ですから、そういったいろんなことを勘案して、今回はその結論を出したと。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 先ほど吉野議員が工事単価を聞いたと思うんですが、それを答弁してください。

○議長(野村賢一君) とりあえず答弁して。

教育課長。

○教育課長(古茶義明君) 今回の補正は、来年度の取り壊すための設計業務でありますので、プール等については、今回は計上してございません。

技術棟等については、平米単価4万円の消費税で試算をしておるところでございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番(根本年生君) すみません、43ページの観光施設管理事業、委託料の設計業務委託料、これは遊歩道の設計の追加の設計だというふうに聞いております。この場所が、岩井原の集落のほうに川から上がっていくところだというふうに聞いておるところでございます。

あの付近を調べましたら、土砂災害警戒区域に指定されている区域があります。岩井原の集落から下の養老川まで指定されています。その指定された地区に該当するかどうか、もし該当するとなればそれなりの配慮が必要であろうかと思えます。その辺の見解を教えてもらうのと、もう一つ、前回の議会でも言ったんですけれども、やっぱり遊歩道をつくるとなるとトイレの整備等も必要になってくると思えます。今回の中には、そういったトイレの整備等の計画、設計等も含まれているんでしょうか。もし含まれていないとしたら、その辺もやっておかなくちゃいけないんじゃないかならうかと思えますけれども、その辺はどうなっているのかお聞きしたいです。

○議長(野村賢一君) 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 土砂災害の警戒区域の関係ですけれども、一応確認したところ、ぎりぎりかかっていないというふうには思っておりますけれども、再度確認はしていきたいと思えます。

それから、トイレの設計等ということでございますけれども、今回補正のほうの内容は、業務委託の手続をしようとしたところ、委託を予定しておりました業者さんのほうから、仮設工事道路設計、また施工手順等の詳細設計がないので、実施設計ができないということで、その分は別途料金がかかるというような話で、再度見積もりをとりまして増額させてもらったもので、トイレの設計とかそういうものは含まれておりません。

トイレ等の設置については、遊歩道ができるのに合わせてか、どのタイミングになるかまだはつきりしませんけれども、いずれそういうものも必要ではないかと思えますので、そういうところがあれば設置も考えるというような方向で、今後検討が必要なのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今のお話ですと、土砂警戒区域にはかかっていないようだと。もしかかっているようであればそれなりの配慮をするという答弁と、トイレの整備についても、今後検討して、それもぜひやりたいと思っているということによろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 大体そのとおりでいいと思うんですけれども、トイレのほうは場所等の関係もありますので、できるだけ、観光客が来た場合、利用しやすいような場所があれば、そういうのを補助金等を利用して考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 議長から1番にご指名いただきまして、本当にありがとうございます。

私6番麻生剛、今回のこの予算に対しては反対の立場より討論させていただきます。

通常、補正予算は反対の立場は、私は余りとりたくはなかったんですけども、余りにも地元住民を無視し、そして一つの尺度で強引に進めようとする、それでは余りにも町民不在の予算執行ではないかと思います。

先ほど来、安全というキーワードが挙げられました。しかし、安全というキーワードは、地元で、そこで生きて、その現場に立ち会っている方の意見を、私は最優先すべきだと思います。

そして、今言えることは、いろんなところで蔓延している、この教育・文化・芸術に対する余りにも理解のなさ、鴨川では、これは一部の学校法人かもしれません。城西国際は、あの水田三喜男先生の偉業をたたえながら、その足跡を残しつつあると。

同じように、西中学校のあの問題も、余りにも急ぎ足で、認可をもらうためだけのみに邁進することが果たしていいのか。そこには、もっと前に地元住民が何を望んでいるかということを考え、そして、私どもがあのだ憧れた、当時の昭和を代表する西中学校のあの問題に対しても、残せるものは残していく、それが後世に伝えていく意義あるものだと思います。

確かに、シロアリが発生する、そういうこともあるでしょう。しかし、シロアリも発生しない、カエルの声も聞こえない、そんな自然破壊はやってはいけません。ある面で自然と共生しながら生きていく、そういう町なんですから。

今回のこの問題に対しては、私は余りにも町民を、地元民を無視し決定していく、その政策決定過程に対して反対。したがって、この補正予算にも反対の立場より討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私は、この補正予算についての賛成の立場から言わせていただきたいと思いますが、やはり、町だけのものではなく、これから利用する方のためにも、いろいろ環境の整った、悪いものは撤去するとか、そういうものをするのが、やっぱり貸すほうの善意ではないかと思います。

また、いろいろ弊害が出るとか、そういうものもあるし、また、その維持管理するために

も、またいろんな経費がかかってくるものと思いますので、そういう意味からいたしまして、この補正予算に対しては賛成の立場として、意見を述べさせていただきました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

2時35分から会議を開きます。

（午後 2時25分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時34分）

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第5号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案つづり57ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）のご説明をさせていただきます。

今回の補正でございますけれども、給与改定による人件費の補正であります。

平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億742万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、62、63ページを開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明いたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額12万7,000円は、給与改定に伴う職員給与費等の繰入金の増額でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、次の64、65ページになりますけれども、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額12万7,000円は、給与改定に伴い、65ページ説明欄記載のPersonnel費を増額補正するものでございます。

以上で、平成30年度大多喜町国民健康保険特別改正補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、議案第6号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第6号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

議案つづり75ページをお開きください。

平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,490万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、80ページ、81ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3万4,000円の増額。次の款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1万7,000円の増額。次の款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金11万5,000円の増額は、全て給与改定等に伴う職員人件費の増によるもので、負担割合に基づき、国・県支出金及び繰入金をそれぞれ増額補正するものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

82ページ、83ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費9万8,000円の増額、及び次の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業費・任意事業費、目2包括的支援事業の8万9,000円の増額

は、介護関係職員及び地域包括支援センター職員の給与改定に伴う人件費を増額補正するものでございます。

次の款4項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金の2万1,000円の減額は、給与改定等による包括的支援事業人件費の増に伴い、保険料充当額を増額することにより、基金積立金への保険料充当額を減額補正するものであります。

以上で、平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、議案第7号 平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 議案第7号 平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算（第

2号)についてご説明申し上げます。

議案つづり93ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)。

第2条、収益的収入及び支出。

款1水道事業費用、項1営業費用に20万7,000円増額し、補正後の営業費用の総額を4億8,511万8,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

款1資本的支出、次ページをお願いいたします。

項1建設改良費に6万8,000円を増額し、補正後の建設改良費の総額を5億8,816万2,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、5,327万4,000円に改めます。

補正の内容につきましては、議案第2号でご承認いただきました大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正同様、給与改定に伴う人件費影響額について調整を行うものでございます。

詳細につきましては、水道事業会計補正予算基礎資料によりご説明申し上げますので、104、105ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出。

款1水道事業費用、項1営業費用でございますが、目1原水及び浄水費に3万4,000円の増、目2配水及び給水費に3万7,000円の増、目3総係費に13万6,000円の増額であり、ともに人件費に係る影響額を増額するものでございます。

続きまして、106ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

款1資本的支出、項1建設改良費でございますが、目3配水施設費の6万8,000円の増額は、人件費に係る影響額を増額するものでございます。なお、水道事業会計における職員数につきましては8名となっております。

以上で、議案第7号 大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第11、議案第8号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) それでは、議案第8号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

議案書109ページをお開きください。

本補正予算につきましては、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に基づき、大多喜町特別養護老人ホーム事業職員に対しましても、同様の改正をするものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第8号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)。

総則。

第1条、平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、既決予定額2億7,553万7,000円、補正予定額90万3,000円の増、計2億7,644万円。

科目、第1項営業費用、既決予定額2億7,503万6,000円、補正予定額90万3,000円の増、計2億7,593万9,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第7条中「2億300万6,000円」を「2億390万9,000円」に改める。

続きまして、詳細につきましては積算基礎資料についてご説明をさせていただきます。

120ページ、121ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出になります。

第1款第1項第1目総務管理費、既決予定額1億6,414万8,000円、補正予定額90万3,000円の増額で、計1億6,505万1,000円となります。

第2節給与9万4,000円の増、第3節手当21万1,000円の増、第4節法定福利費59万8,000円の増につきましては、いずれも給与改定に伴う増となります。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

(午後 2時51分)

○副議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により、私、副議長、麻生勇がしばらくの間議長の職務を務めます。よろしく
お願いします。

(午後 3時01分)

◎日程の追加及び順序の変更

○副議長(麻生 勇君) ただいま、議長、野村賢一議員から議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とす
ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直
ちに議題とすることに設定しました。

◎議長の辞職

○副議長(麻生 勇君) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、野村賢一議員の退場を求めます。

(12番 野村賢一君退場)

○副議長(麻生 勇君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長(麻生克美君) それでは、朗読させていただきます。

平成31年1月31日、大多喜町議会副議長、麻生勇様。

大多喜町議会議長、野村賢一。

辞職願。

このたび任期により議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（麻生 勇君） お諮りします。

野村賢一議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、野村賢一議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

野村賢一議員の入場を認めます。

（12番 野村賢一君入場）

○副議長（麻生 勇君） 野村賢一議員に申し上げます。

議長の辞職の件につきましては、ただいま許可されましたのでご報告申し上げます。

野村賢一前議長には、大変お疲れさまでした。

◎日程の追加及び順序の変更

○副議長（麻生 勇君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（麻生 勇君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局は投票の準備をいたします。

（議場を閉める）

○副議長（麻生 勇君） ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に渡辺善男議員、麻生剛議員、末吉昭男議員を指名します。

事務局から投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

しばらくお待ちください。

（投票用紙の配付）

○副議長（麻生 勇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○副議長（麻生 勇君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼により議席順に投票）

○副議長（麻生 勇君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

渡辺善男議員、麻生剛議員、末吉議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○副議長（麻生 勇君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち

野村賢一議員 9票

吉野僖一議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、野村賢一議員が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○副議長(麻生 勇君) ただいま議長に当選されました野村賢一議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、当選されました野村賢一議員に議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長(野村賢一君) ただいまの選挙で、また議長を仰せつかった野村でございます。

今、考えてみますと、大多喜町は人口減少、過疎化、町の活性化、また議員になりたい人が非常に少ないということで、いろんな問題、課題が多いときに、また再度議長ということで、大変な任務だと思っています。

このテーマを議員の皆様と一緒に考え、町の活性化、議会の活性化、頑張っていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○副議長(麻生 勇君) 以上で私の職務を終了させていただきます。

議員各位のご協力、まことにありがとうございました。

ここで新議長と交代します。

野村賢一議長、議長席にお着き願います。

○議長(野村賢一君) ここで暫時休憩といたします。

10分間。

(午後 3時18分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時28分)

◎日程の追加及び順序の変更

○議長(野村賢一君) ただいま、副議長、麻生勇議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題と

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長の辞職

○議長(野村賢一君) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、麻生勇議員の退場を求めます。

(8番 麻生 勇君退場)

○議長(野村賢一君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長(麻生克美君) それでは、朗読させていただきます。

平成31年1月31日、大多喜町議会議長様。

大多喜町議会副議長、麻生勇。

辞職願。

このたび任期により副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) お諮りします。

麻生勇議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、麻生勇議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

麻生勇議員の入場を認めます。

(8番 麻生 勇君入場)

○議長(野村賢一君) 麻生勇議員に申し上げます。

副議長の辞職の件につきましては、ただいま許可されましたのでご報告申し上げます。

麻生前副議長には、大変ご苦労さまでございました。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長(野村賢一君) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長(野村賢一君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長(野村賢一君) ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に渡辺善男議員、麻生剛議員、末吉昭男議員を指名します。

これから投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○議長(野村賢一君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(野村賢一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(事務局長点呼により議席順に投票)

○議長（野村賢一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。

渡辺善男議員、麻生剛議員、末吉昭男議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野村賢一君） 選挙の結果をご報告申し上げます。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち

麻生勇議員 9票

麻生剛議員 2票

以上のとおりです。

したがって、麻生勇議員が副議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場を開く）

○議長（野村賢一君） ただいま副議長に当選されました麻生勇議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、当選されました麻生勇議員に副議長当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

○副議長（麻生 勇君） ただいま選挙の結果、私が再び副議長に当選させていただきました。

野村議長とともに、町政をきちっとできるように頑張ります。よろしくをお願いします。

◎常任委員会委員の選任

○議長（野村賢一君） 日程第12、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元にお配りしました常任委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました常任委員会委員名簿のとおり選任することに決定しました。

常任委員会委員の任期は、平成31年1月31日から平成33年、西暦2021年1月24日までとなります。

各常任委員会委員が選任されましたので、議会委員会条例第9条の規定により、各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選につきましては、議会委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の年長の委員が行うことになっていきますので、よろしくをお願いします。

総務文教常任委員会は志関武良夫議員でございます。福祉経済常任委員会は麻生勇議員でございます。互選のため、議事進行等、その職務をお願いいたします。

なお、委員会の会場ですが、総務文教常任委員会は議員控室で、福祉経済常任委員会は議長室でそれぞれをお願いします。

それでは、委員長及び副委員長が決まるまで、しばらく休憩とします。

(午後 3時43分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時05分)

○議長(野村賢一君) ただいま、各常任委員会で選出されました委員長、副委員長を報告します。

総務文教常任委員会 委員長 志関武良夫議員

副委員長 渡辺善男議員

福祉経済常任委員会 委員長 吉野一男議員

副委員長 末吉昭男議員

以上のとおりです。よろしくをお願いします。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長(野村賢一君) 日程第13、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

規定により、お手元にお配りしました指名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、任期は平成31年1月31日から平成33年1月24日までとなります。

議会運営委員会委員が選任されましたので、議会委員会条例第9条の規定により、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選につきましては、議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員会の年長の委員が行うことになっていますので、よろしくをお願いします。

志関武良夫議員に、互選のための議事進行とその職務をお願いしたいと思います。会場は、議長室でお願いしたいと思います。

ここでしばらく休憩とします。

(午後 4時07分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時15分)

○議長(野村賢一君) ただいま議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が互選の結果決まりました。

ここで志関武良夫議員から発表していただければありがたいと思います。

○2番(志関武良夫君) お疲れさまでございます。

今、議会運営委員会の委員長、副委員長を、お話ししまして、皆さんにご理解いただき、十分にひとつ思いますけれども、委員長を私、志関がやらせていただきたいと思います。

そして、あと副ですけれども、総務文教常任委員会もそうですが、議会運営委員会、これは議会としては大きな荷物でございます。これをしょっていくために、今後の議会運営、改革、そういったものを若手の議員に勉強していただいて、これから進めていっていただきたいというふうに考える中で、話し合いの中で、渡辺善男議員に副をやっていただくというこ

とになりました。

ひとつよろしくどうぞお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 以上のとおりです。よろしく申し上げます。

◎休会について

○議長（野村賢一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は議事の都合によりあす2月1日から3月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、明日2月1日から3月31日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 4時15分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

副 議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 末 吉 昭 男